

事例番号:360175

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第五部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 37 週 4 日

19:30 前期破水のため搬送元分娩機関入院

4) 分娩経過

妊娠 37 週 5 日

10:00 子宮収縮弱いためジプロスタノ錠内服で分娩誘発開始

妊娠 37 週 6 日

9:30 頃- 胎児心拍数陣痛図で胎児心拍数基線 185 拍/分の頻脈および
基線細変動消失あり

11:15 破水、胎児心拍数基線頻脈のため母体搬送で当該分娩機関入院

11:30 血液検査で白血球 13700/ μ L、CRP 1.40mg/dL

15:48 絨毛膜羊膜炎の診断で帝王切開で児娩出

胎児付属物所見 胎盤病理組織学検査で絨毛膜羊膜炎 stage II (Blanc 分類)

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:37 週 6 日

(2) 出生時体重:2400g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.16、BE -4.0mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 8 点、生後 5 分 9 点

(5) 新生児蘇生:実施なし

(6) 診断等:

出生当日 高乳酸血症、低血糖

(7) 頭部画像所見:

生後 3 日 頭部 MRI で脳梁膨大部と大脳基底核・視床に信号異常あり

1 歳 5 ヶ月 頭部 MRI において、視床の信号異常を認め、低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

<搬送元分娩機関>

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名

看護スタッフ:助産師 1 名、看護師 1 名

<当該分娩機関>

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:不明

看護スタッフ:不明

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、分娩経過中に生じた胎児低酸素・酸血症により低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考ええる。

(2) 胎児低酸素・酸血症の原因は、臍帯圧迫による臍帯血流障害の可能性はある。

(3) 子宮内感染が脳性麻痺発症の増悪因子となった可能性がある。

(4) 胎児は、妊娠 37 週 6 日 9 時 30 分頃より低酸素・酸血症が出生まで持続したと考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020年4月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 搬送元分娩機関における、妊娠37週4日入院時の対応(破水の診断、分娩監視装置装着)は一般的である。
- (2) 妊娠37週5日に微弱陣痛と判断しジプロロストン錠内服を開始したことは一般的である。
- (3) ジプロロストン錠内服について、文書を用いて説明したことは一般的であるが、文書による同意を得ていないことは基準を満たしていない。
- (4) ジプロロストン錠の投与方法(1時間毎に1錠ずつ計6錠投与)は、一般的であるが、投与中に分娩監視装置を間欠的に装着したことは基準を満たしていない。
- (5) 妊娠37週6日9時15分に胎児頻脈を認め母体搬送を決定したことは一般的である。
- (6) 当該分娩機関入院時の対応(ハイトルサイン測定、超音波断層法、血液検査実施、骨盤レントゲン撮影)は一般的であるが、胎児頻脈のため母体搬送となった事例に対し、入院から1時間54分後に分娩監視装置を装着したことは一般的ではない。
- (7) 13時30分に胎動自覚なし、胎児心拍数基線頻脈、基線細変動減少と判断し、医師へ報告したことは一般的であるが、経過観察としたことは一般的ではない。
- (8) 臨床的絨毛膜羊膜炎の適応で帝王切開を決定し、帝王切開決定から38分後に児を娩出したことは一般的である。
- (9) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (10) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

出生後の対応は一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

ア. 「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2023」を再度確認し、胎児心拍数陣痛図の判読およびその対応について習熟し実施することが望まれる。

イ. シノプロストン経口剤使用中は分娩監視装置による連続モニタリングを行うことが望まれる。

ウ. 子宮収縮薬使用時には文書による同意を得ることが望まれる。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。